



返還
不要

高校生等 奨学給付金

教科書費、教材費、修学旅行費、PTA会費など、
授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金です。

◇ 対象となる世帯は？

世帯の状況（令和9年7月1日現在）が、次の①～④全てに該当する世帯

① 生活保護（生業扶助）受給世帯

又は、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯

又は、年収270万円以上490万円未満の世帯

又は、年収380万円以上600万円未満の多子世帯 ※専攻科のみ

② 生徒等が国籍・在留資格等の要件を満たしていること。

③ 保護者等が福岡県内に住所を有していること。

④ 生徒等が高等学校等に在学していること。

※ この奨学給付金は、生活保護の収入認定から除外されます。

※ 年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の目安

国籍・在留資格や
収入要件等の要件は
裏面を要チェック！

◇ 生徒1人あたりの支給額は？

世帯区分	生徒区分	給付額（年額）	
		国公立	私立
生活保護（生業扶助）受給世帯	全日制・定時制・通信制	32,300 円	52,600 円
非課税世帯 (道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額)	全日制・定時制	143,700 円	152,000 円
	通信制・専攻科	50,500 円	52,100 円
年収270～380万円世帯	全日制・定時制	47,900 円	50,670 円
	通信制・専攻科※	16,830 円 (10,100円)	17,370 円 (10,100円)
年収380～490万円世帯	全日制・定時制	35,930 円	38,000 円
	通信制	12,630 円	13,030 円
年収380～600万円未満の多子世帯	専攻科※	12,630 円 (10,100円)	13,030 円 (10,100円)

※ 専攻科…裏面記載の国籍・在留要件等に該当しない方は、上表（ ）内の金額が支給されます。

◇ 生徒等の国籍・在留資格、保護者等の所得に関する要件は？

生徒等の国籍・在留資格等に関する要件	保護者等の所得に関する要件 〔保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額により判定します。〕	提出書類
<p>高等学校等（外国人学校除く）に在学する以下の国籍・在留資格等を有する生徒等の世帯</p> <p>① 日本国籍を有する者 ② 特別永住者 ③ 永住者 ④ 日本人の配偶者等 ⑤ 永住者の配偶者等 ⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ⑦ 家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者</p>	<p>左記①～⑦に該当する生徒等の世帯で次のいずれかに該当する世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯 ・住民税非課税世帯 ・年収270～380万円の世帯 (所得割額の合算額が100円～105,500円未満の世帯) ・年収380～490万円の世帯 (所得割額の合算額が105,500円～182,500円未満の世帯) ・年収380～600万円の多子世帯 ※専攻科のみ (所得割額の合算額が105,500円～264,500円未満の世帯) 	<p><u>奨学給付金の支給対象です。</u></p> <p>必要書類を提出することにより、給付金を受けることができます。</p> <p>国籍・在留資格により、提出書類が異なります。</p>
<p>高等学校等に在学する上記①～⑦以外の生徒等及び外国人学校に在学する生徒等の世帯</p>	<p>左記に該当し、次のいずれかに該当する世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯 ・住民税非課税世帯 	<p>必要書類については、入学後に各学校からご案内します。</p>

◇ 奨学給付金を受けるには？

高等学校等入学後、申請手続きが必要です。

- ・申請書の配布や手続きについての詳細な説明は、入学後に各学校で行います。
- ・令和9年7月以降の手続き完了後に支給されます。

◇ 新入生に対する前倒し給付／家計急変世帯への支援とは？

○新入生に対する前倒し給付

通常、7月1日時点の状況により申請を行い、手続きが完了した世帯から順次、給付金を支給していますが、**新入生**については年度当初の負担が大きいいため、前倒し給付（4月時点の状況に基づき申請を行い、表面記載の給付金（年額）の4分の1の金額を前倒して支給を受ける制度）を行っています。

○家計急変世帯への支援

奨学給付金の対象となる世帯に該当していない場合も、入学日前に家計が急変し、非課税世帯～年収490万円世帯に相当することとなった世帯については、奨学給付金の支給対象となります。

※ 対象要件や詳細については、各学校にお尋ねください。

本チラシの内容は、令和8年4月時点の情報をもとに作成しています。
今後、国の制度改正等により変更となる場合があります。

公立高校等担当

教育庁教育総務部財務課学校予算係
092-643-3866



私立高校等担当

人材育成・活躍推進部私学振興課修学支援係
092-643-3139